

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第2四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	区役所附設会館等予約システム再構築(OSソフトウェア更新等)業務委託	情報処理	富士テレコム株式会社	36,300,000円	令和7年7月15日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第11条第1項第2号	W2	○
2	クレオ大阪情報提供システムバージョンアップ(OSソフトウェア更新等)業務委託	情報処理	富士テレコム株式会社	10,230,000円	令和7年7月31日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
3	大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるEUC抽出フォーム作成業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	30,791,310円	令和7年8月8日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
4	「困難な問題を抱える女性」に対する広報啓発業務委託	その他	株式会社ゼネラルリンク	4,279,000円	令和7年8月12日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第2四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
5	大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる戸籍宛名連携追加対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	5,602,245円	令和7年8月28日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
6	令和7年度 戸籍情報システム用エッジサーバ保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	7,623,000円	令和7年8月29日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
7	令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント及び広報啓発活動業務委託	催事	株式会社ダスキン	4,330,000円	令和7年9月18日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
8	音声認識技術を活用した各種相談電話予約受付業務委託 長期継続	情報処理	株式会社AI Shift	51,293,000円	令和7年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—
9	大阪市住民基本台帳ネットワークシステムの機種更新にかかる統一文字セットアップ対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	5,483,456円	令和7年9月26日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和7年度第2四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
10	令和7年度 クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託 (その2)	情報処理	富士テレコム株式会社	2,554,200円	令和7年9月29日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
11	令和7年度人権啓発 広報用動画制作事業 業務委託	映画・ビデオ 制作	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	1,496,000円	令和7年9月30日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

区役所附設会館等予約システム再構築（OS ソフトウェア更新等）業務委託

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 隨意契約理由

本業務委託は、令和3年4月から利用している区役所附設会館等予約システムについて、令和8年1月以降、引き続き利用するための対応として、基盤構成であるOS ソフトウェア更新作業を実施するものである。

富士テレコム株式会社は、令和元年 12 月 24 日に契約締結した「区役所附設会館等予約システムサービス提供業務委託」の受託者であり、システム基盤構成の環境設定や設計・開発を実施するとともに、区役所附設会館等において予約管理を担うシステムのサービス提供を行っている。

本契約で委託するのは、システムの基盤構成であるOS ソフトウェア更新作業であり、現行契約に連接して提供を受ける同種の役務を調達するものであるため、同社以外の者から調達をしたならば現行契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部施設担当

TEL 06-6208-7327

随意契約理由書

1 案件名称

クレオ大阪情報提供システムバージョンアップ（OSソフトウェア更新等）業務委託

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 隨意契約理由

本業務委託は、平成18年から利用（令和2年3月に指定管理者から本市に契約を移管）しているクレオ大阪情報提供システム（以下「現行システム」という。）について、令和7年10月以降も継続して利用するための対応として、基盤構成であるOSソフトウェア更新作業を実施するものである。

富士テレコム株式会社は、令和7年4月1日に契約締結した「令和7年度 クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、システム基盤構成の環境設定や設計・開発を実施するとともに、クレオ大阪各館における図書管理を担うシステムのサービス提供を行っている。

本業務で委託するのは、現行システムの基盤構成であるOSソフトウェア更新作業であり、現行契約と密接不可分であるところ、同社以外に委託して現行システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題によるものなのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

TEL 06-6208-9157

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるEUC抽出
フォーム作成業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係るEUC機能（住民記録システムが保有するデータを二次利用するため、データの抽出・分析・加工、ファイル出力等を可能とする機能）を用いた抽出フォームの作成を目的としている。

EUC機能を用いて抽出を行うには、標準仕様に準拠した新しいデータリストを基に、あらかじめ抽出フォームを作成しなければならないところ、現行システムで運用している抽出機能のうち、その条件設定等が特に複雑なものについては、作成に当たり情報処理に関する専門的な知識を要するため、業務委託により実施するものである。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」及び令和7年4月1日に契約締結した「令和7年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるEUC機能追加対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を行うとともに、EUC機能の標準化実装に関する業務を現在行っている。本契約で委託するのは、標準化実装中のEUCの抽出フォーム作成業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

なお、EUC抽出フォームの作成にあたり必須となるフォーム抽出要件は、現行契約でEUC機能の要件を設計してはじめて確定するものであり、今般、その要件が確定したことから、本契約において抽出フォームの作成を業務委託により実施することとする。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

「困難な問題を抱える女性」に対する広報啓発業務委託

2 契約相手方

株式会社ゼネラルリンク

3 隨意契約理由

本事業は、潜在的な困難女性へのアプローチに主軸を置き、さらに多くの対象者に女性相談窓口等に関する情報が届くことを目的としていることから、訴求力のある発信をすることが肝要である。また、困難女性は、DVや虐待等の経験が背景にあることで、自尊心が欠如している場合も多く、自身の抱える困難な問題に気付きにくいため、なかなか相談する勇気を持ちにくいという特徴がある。したがって、動画及びポスターについては、自力では相談にたどり着くことが難しい方を相談につなげる後押しとなるものを工夫して作成する必要があり、見る者の2次被害を助長するような内容とならないよう留意しなければならない。併せて、困難女性の身近な人々や広く社会に向けた啓発も必要である。

以上のとおり、本事業は、民間事業者が持つ戦略的な情報発信や、動画編集技術等を最大限に活用し、より効果的な取組手法によって実施する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ゼネラルリンクの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ゼネラルリンクと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

TEL 06-6208-9156

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる戸籍宛名連携
追加対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 隨意契約理由

本業務は、住民記録・印鑑登録システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）への移行後に、戸籍コンビニ交付用システムと連携させるために必要な改修作業等を行うものである。

株式会社N T Tデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行うとともに、現行のシステムにおいて、戸籍コンビニ交付に必要な機能を構築している。

本業務で委託するのは、標準準拠システムへの移行後も戸籍コンビニ交付を実施するために必要な設定変更等の改修業務であり、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 戸籍情報システム用エッジサーバ保守業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、戸籍コンビニ交付用サーバ内に仮想環境にて構築するエッジサーバ（以下「本件サーバ」という。）の運用にあたり、本件サーバの機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害や稼働管理及びシステム機能の保守までを行うものである。

戸籍コンビニ交付用サーバは、令和6年10月に契約締結の「大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」（以下「現行契約」という。）により、F L C S 株式会社から借り入れているが、保守業務については、F L C S 株式会社により富士通 Japan 株式会社を再受託者として指定されている。

戸籍情報システムについては、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴い、本市サーバ環境からクラウド環境へ移行するが、クラウド環境移行後に住基ネットとの通信を行うには、本市サーバ環境内にエッジサーバの構築が必要であることが判明したため、令和7年5月に本市サーバ環境内に構築する戸籍コンビニ交付用サーバ内に、本件サーバを仮想環境にて構築するための業務委託契約を富士通 Japan 株式会社と締結し構築作業を進めてきた。

本業務で委託するのは、本件サーバの構築作業後、運用を行うにあたり必要となる保守業務であり、現行契約と密接不可分の関係にあるため、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント及び広報啓発活動業務委託

2 契約相手方

株式会社ダスキン

3 隨意契約理由

本事業は、11月の自転車マナーアップ強化月間期間中に、自転車の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を楽しみながら学ぶ機会を提供することで、自転車のマナーアップにつなげることを目的として実施するものである。各区においては従来から、自転車マナーアップに向けた各種施策を講じているが、より一層その効果を高めるため、参加・体験型の広報啓発イベントを開催する。

大規模なイベントを安全かつ円滑に運営するとともに、参加者の記憶に残るような高い広報効果を実現するには、民間事業者の持つ創造性や専門的なノウハウ等が必要となる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ダスキンの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ダスキンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当

TEL 06-6208-7317

随意契約理由書

1 案件名称

音声認識技術を活用した各種相談電話予約受付業務委託 長期継続

2 契約相手方

株式会社 AI Shift

3 隨意契約理由

本事業は、音声認識技術（A I）の活用によるデジタル化の推進、市民サービスの向上及び職員の負担軽減を目的として、大阪市が実施する各種相談事業（日曜法律相談、税務相談、家庭問題相談、民事調停手続相談、年金・労働相談）及び24区実施している法律相談事業において、A I電話の24時間自動受付サービスを業務委託により実施するものである。これまで令和4年度から約3年実施してきたが、様々な課題が顕著となってきており、目的を達成するためには、より利便性の高いシステムを整備する必要がある。

A Iは日々新たな開発が進み、数年で発展が見込まれる技術であることから、その発展に合わせて最適なサービスを選択するためには、民間事業者の持つ高度又は専門的な技術、ノウハウ等が必要となる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 AI Shift の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 AI Shift と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当

TEL 06-6208-7321

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民基本台帳ネットワークシステムの機種更新にかかる統一文字
セットアップ対応業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、大阪市住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」）の機種更新において定義ファイルや外字ファイルを設定することを目的としている。

住基ネットシステムは令和8年1月までに機種更新予定であり、大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム（以下「住記システム」）においても同年1月までに標準準拠システムへの移行を予定している。住基ネットシステムでは住基ネット統一文字を使用している一方、住記システムでは移行完了後、国から示された行政事務標準文字フォントを使用予定であるため、住民異動やマイナンバーカード、電子証明書等の情報をシステム間で相互連携するにあたり、行政事務標準文字と住基ネット統一文字を相互変換する定義ファイルを作成するとともに、住基ネット統一文字に該当する文字が無い場合は外字ファイルを作成し、定義ファイルや外字ファイルを住基ネットシステム上に設定する必要がある。

株式会社N T Tデータ関西は、令和7年4月1日に契約締結した「令和7年度 住民基本台帳ネットワークシステム機種更新対応（構築・設計）業務委託」及び令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」（2件の契約を以下「現行契約」という。）の受託者であり、住基ネットシステムの環境構築や住記システムとの連携試験を実施するとともに、標準準拠システムのサービス提供、標準準拠システムへの移行に必要なガバメントクラウド環境設定、移行ツールの設計・開発を行っている。

本契約で委託するのは、住基ネットシステム上に住記システムとの情報連携に必要な文字コードに係る定義ファイルや外字ファイルを設定する業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、住基ネットシステムと住記システム間での情報の相互連携時に不具合が生じた際に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ

TEL 06-4305-7345

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託（その 2）

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、クレオ大阪各館においてリース機器に導入している利用者への情報提供システムの運用を行うにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守までを行うものである。

当該システムは富士テレコム株式会社が保有するパッケージソフトを基に開発されたものであり、運用保守業務には同社が保有する独自の技術を用いる必要があるため、履行が可能な業者は同社に特定される。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

TEL 06-6208-9157

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託

2 契約相手方

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

3 隨意契約理由

本事業は、法務省委託事業として啓発用動画を制作するものであり、昨年度の「障害のある人」に関するテーマから、今年度は「インターネット上での人権侵害」にテーマを変更する。

啓発用動画は、区役所等で「市民」に視聴してもらうことを想定し、180秒もしくは30秒という短時間で「気づき」を促せるものを制作する。インターネット上での様々な人権問題について知り、対応などについて理解を深めることができるように、「関心を引く」「正しく伝える」といった要素を短時間の動画に効果的に組み込むためには、民間事業者の持つ高度で専門的な技術や創造性が必要不可欠である。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ベイ・コミュニケーションズの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ベイ・コミュニケーションズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）

TEL 06-6532-7631